

公益財団法人新潟県スポーツ協会役員等候補者選出委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）役員等選任規程（以下「規程」という。）第6条に規定する役員等候補者選出委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(所管)

第2条 委員会は、次の事項を所管する。

- (1) 規程第4条に規定する理事候補者及び監事候補者を定め、評議員会に推薦すること。
- (2) 規程第5条に規定する評議員候補者を定め、評議員選定委員会に推薦すること。

(委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

第4条 委員は、次の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。

- (1) 本規程第2条第1号の事項の委員については、評議員及び学識経験者とする。
 - (2) 本規程第2条第2号の事項の委員については、理事及び学識経験者とする。
- 2 委員長は、会長が委員の中から委嘱し、委員会を代表して会務を統括する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会において定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、令和3年7月1日から施行する。